

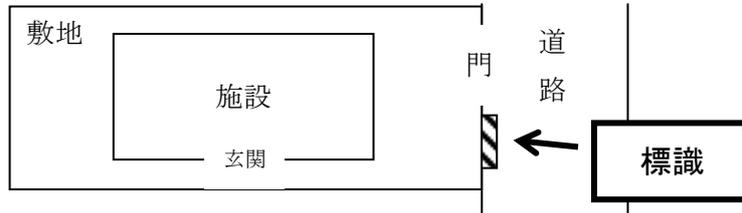
# 標識の設置について

平成 30 年 6 月 15 日の旅館業法施行条例改正に伴い、標識の設置が義務付けられました。

許可取得後は、許可を受けた旅館業施設であることが近隣住民の方に分かるよう、速やかに標識を設置してください。

- 許可申請時の添付書類：標識の設置場所を記載した配置図等

(例)

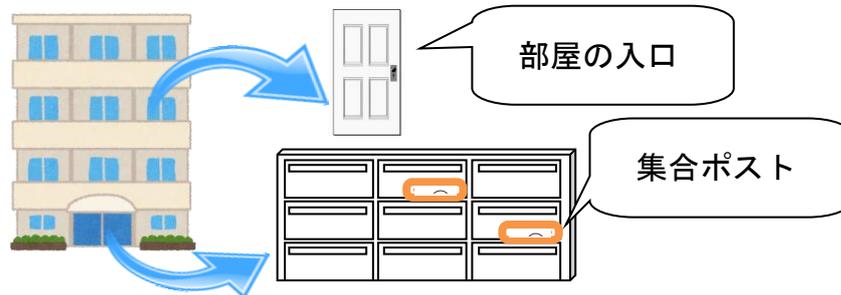


- 設置場所：公衆の見やすい場所（施設や敷地の外部から容易に確認できる場所）

戸建ての場合の  
設置場所の例



集合住宅の場合の  
設置場所の例



- 標識の参考様式

(決まった様式はありません。この様式を参考に、各施設で作成してください。)

旅館業の 施設名称	
許可番号	第 04 号
常時連絡の 取れる 連絡先	(営業者が常駐しない場合のみ記載)